

競争法の執行活動に関する日英協力協定を締結

2025年9月30日、英国競争・市場庁（「CMA」）と日本国公正取引委員会（以下「公正取引委員会」）は、競争法の執行活動に関する協力、調整、情報交換を促進するための枠組みを確立する協力覚書（「MoC」）に署名した。本覚書は、特に、ますますグローバル化が進むデジタルプラットフォームや企業結合などの分野において、二国間協力の重要性が高まっていることを反映している。

本記事では、MoCの3つの主要な協力分野、具体的には、通報、法執行における調整及び情報共有についての他の合意との差異や、実務上の留意点について解説する。

1 主要な協力分野

通報

一方競争当局が、他方当局の「重要な利益」に影響を及ぼす可能性があると考える執行活動を覚知した場合、合理的に実行可能な限り速やかに、他方当局に通報する。また、一方当局は、規制手続又は司法手続への関与または参加において対処される問題が他方当局の「重要な利益」に影響を及ぼす可能性がある場合、当該規制手続または司法手続に介入する際に、他方当局へ通知する必要がある。

通報には、他方当局が重要な利益に対する執行活動の影響を初期評価できるよう、十分に詳細な通知を行う必要がある。具体的には、執行活動の対象となる企業の名称及び住所、執行活動の対象となる行為または取引の説明、関係する法的規定などが含まれる。

法執行活動における調整

一方当局は、その執行活動において、他方当局に対して支援を提供することができる。両当局が関連性のある執行活動の遂行について利害関係を有する場合、執行活動を調整することを決定する場合がある。協調的な執行活動を実行する場合、各当局は他方当局の執行目的の重要性を考慮し、各当局は、いつでも調整を制限または終了し、その執行活動を独立して遂行することができる。

情報共有

両当局は、競争法の適用を促進し、相互の執行活動と政策についての理解を深めるため、相互の見解を共有し、議論し、調査関連情報を含む情報を伝達することが共通の利益であることを認めている。

一方の当局は、書面をもって、以下に関連し、他方当局に対し、情報を要請することができる。

- 関連する執行活動の争点と性質
- 関連する法的規定

- 求められる情報
- 情報を求める目的
- 要請する当局に対する合理的に予見可能な開示義務の詳細

要請を受けた当局は、要請した当局との協議の中で、その保有するどの情報が関連性があり、他方に開示ができるかを決定する。開示する当局は、追加的な条件を求め、それに応じて情報を開示することもできる。開示を受けるする当局は、MoCに基づいて開示された情報に誤った情報が含まれていることを認識した場合、合理的に実行可能な限り速やかに開示する当局に対して通知し、同当局において是正措置を講じる。

開示できる情報の種類にも制限がある。当局は、国内法に沿った形でのみ個人情報を開示することができ、CMA は、例外的でかつ特定の場合を除き、個人情報を開示することを想定していない。また、当局は、免責またはリニエーション申請、和解手続の中で認められた責任、その他責任を裏付けるために提供された文書について、自然人または法人の書面による同意なしには開示しない。

また、上記の協力分野に加え、情報開示の要請が行われたこと、または情報を受領したことを含め、一方当局から他方当局に開示される情報の機密性を維持し、第三者による開示要請を拒否する機密保持の枠組みも定立している。

機密保持の枠組みが整備されている間、MoC は、裁判所の命令によって課された開示、または執行活動に関連する司法審査または上訴手続の過程を含む、一定の合法的な情報開示を許容しているが、商業的に機微性の高い情報および上記で説明する個人情報は、国内法で許容される最大限の範囲で保護される。また、機密保持の放棄により、一方当局から他方当局に対して情報を開示することも可能である。

2 相違点

これまでに、公正取引員会は、欧州共同体（以下「EC」）（2003 年署名）、アメリカおよびカナダとの間で反競争的行為に係る協力に関する協定を締結するとともに、インドやシンガポールなどとの間で競争当局間の協力に関する覚書を締結している。今回の日英間での協力覚書の締結は、英国のブレクジットを踏まえたものであると思われるところ、ブレクジット前に日英間でも適用のあった EC との間の反競争的行為に係る協力に関する協定（以下「EC 協定」）との相違点を中心に検討することとする（なお、アメリカ及びカナダとの間の反競争的行為に係る協力に関する協定と、EC 協定との間では、その内容はおおよそ共通している。）。

（１） 形式・協力範囲

形式及び法的効果の観点からの大きな相違点として、EC 協定は2003年に条約形式で締結されているため、法的拘束力を有することとなる一方、MoC はあくまで覚書形式とされているため、法的拘束力を有さず、努力義務が課されるに留まる。また、EC 協定では刑事執行活動に係る情報協力も対象とされていたのに対し、MoC では同活動に係る情報協力は明確に除外され、どちらかといえば企業結合審査に重きを置いた協力が規定されていることが特徴的である。

（２） 通報

いずれの協定においても、カルテルをはじめとする反競争的行為の執行及び企業結合審査に関する執行に関して、通報義務が課されている点は共通する。しかし、英国協定においては、企業結合審査を円滑に進める観点からの規定がいくつか見受けられる。例えば、「4 通報（３）」では、「両競争当局は、届出前の段階で相互に通報することは期待されていない」としながらも「本条に基づく通知は、通常、一方競争当局が通報可能な状況があることを認識した後、合理的に実行可能な限り速やかに行われることを理解する」と規定されており、届出前での通報を義務付けないまでも、円滑な審査のために、可及的速やかに通報するよう促している。昨今は日本でも海外当局と協力しての企業結合審査が増えたため、このような規定がおかれたものと推察される。

（３） 執行支援・調整

いずれの協定においても、一方の競争当局が、その執行において他方の競争当局を支援する旨の規定や特定の執行活動について、両当局間で調整を行うことを前提とした規定などがおかれている点は共通する。一方で、EC 協定においてはその第5条の中で、一方の当局が他方当局の領域内で行われた反競争的行為が自己の重要な利益に悪影響を及ぼす場合に、他方当局に対して適切な執行活動を開始するよう要請する規定があったのに対して、MoC においては同種の規定が見当たらない。カルテル調査であれば競争当局がイニシアチブをもって調査を開始するため、競争当局の側から執行開始の要請を行う必要性が高いが、企業結合審査の場合は（届出を待たずに当局が調査を行うこともあるが）基本的には当事会社が反競争的影響が見込まれる市場を管轄する競争当局に対して届出・相談等を行うことに端を発するため、このような規定が置かれなかった可能性がある。

（４） 執行・政策に係る情報交換

いずれの協定においても、相互の執行活動や政策について、議論や情報交換を行うことを前提とした規定が置かれている点は共通する。この点について、EC 協定においては、第8条においてそうした議論・情報交換について端的に定め、第9条で情報交換ルールを定めているのに対し、MoC では7から9においてそうした議論・情報交換、そしてその情報交換ルールについて、詳細に規定している点が特徴的である。

3 企業および法律実務家に向けた実務上の留意点

覚書は法的拘束力を有しないが、前述のとおり、その目的は二国間の協力と調整を促進することにある。双方の法域で活動する企業は、一方当局の注意を引く行為が他方当局に波及してしまう可能性があることを想定する必要がある。

MoC は共同審査や事件化を義務付けるものではないが、執行活動の調整を明示的に規定している。これにより、企業にとって、カルテルや優越的地位の濫用の調査、または企業結合審査が、タイミングと情報共有の観点から調整されうる状況が生じる。これは、調査がほぼ同時に開始される可能性があるという意味において重要なポイントとなる。また、協調的な調査により、CMA と公正取引委員会が非機密情報を共有したり、開示を連携して要請する可能性も生ずる。

企業結合審査については、両国でパラレルで届出をする場合、国内法が許す範囲で情報共有が可能となる、当局間のより緊密なコミュニケーションが行われうる。機密情報は引き続き保護されるが、事例理論や経済分析等に係る証拠等の共有も、MoC は複数の手段により可能となる。実務家は、CMA と公正取引委員会に提出するデータ、理論等が矛盾しないよう注意しなければならない。仮に当局間で意見交換が行われる場合、届出書類、市場画定および分析、法的評価における齟齬は当局の目を引く可能性がある。さらに、公正取引委員会と CMA の両当局に届け出をする場合には、両当局間で協議ができるよう、企業としては守秘義務の放棄の提供を検討されたい。仮に企業側から提供がなくても、当局は守秘義務の放棄を要求することができる。

審査結果については、依然、それぞれの競争法判例等により異なってくるであろうが、是正措置や確約について、当局間で意見交換する可能性についても留意しておく必要がある。また、是正措置が利用可能な場合、企業のリーガルカウンスルは、当該措置がそれぞれの法域でどのようにワークするか検討する必要がある。

4 結論

本覚書は、日英それぞれの競争法の執行に向けたより積極的かつ有意な一歩であり、グローバル企業にとって海外拠点との早期かつ綿密な調整、リスク管理に向けた体制の改善等が求められる。一方で、「重要な利益（important interests）」が定義されていないことは注目に値する。

企業にとって重要なポイントは、企業結合届出においては、一貫性のある市場画定と分析に注意する必要がある。また、カルテル調査においては、一方の法域での開示が他方の法域で行われている調査に及ぼす影響を慎重に検討した上で、リニエンシー申請の要否やその申告範囲を調整することが求められる。